

◆市町村のCIO補佐官等の任用等に係る地方財政措置

市町村のDXを推進する上で、CIOのマネジメントを専門的知見から補佐するCIO補佐官等（※1）の役割が鍵となるため、市町村がCIO補佐官等として、外部人材の任用等を行うための経費に係る特別交付税措置を拡充。

特別交付税措置の概要

○ 対象経費、措置額、対象期間

	対象経費	措置額（※3）	対象経費	対象期間
			の上限額	
① 任用等 経費	市町村がCIO補佐官等として、 外部人材の任用等を行うための経費として次に掲げるもの（※2） ・ 特別職非常勤職員 として任用する場合 → 報酬等 （期末手当等を含む。） ・ 外部に業務委託 する場合 → 委託料等	対象経費の 合計額に 0.7 を乗じて 得た額	なし	R3～ R7年度
② 募集 経費	市町村がCIO補佐官等として、 外部人材の募集を行うための経費	対象経費の 合計額に 0.7 を乗じて 得た額	100万円	R4～ R7年度

※1 CIO補佐官等とは、DX推進のマネジメントを担うCIO等を専門的知見から補佐する者であり、役職の名称がCIO補佐官に限られるものではない。

※2 **1団体においてCIO補佐官等として複数の外部人材の任用等を行った場合、財政措置の対象上限は3名分**（令和6～7年度）

※3 措置率について0.5（～令和4年度）から0.7（令和5～7年度）に拡充